

奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 委託業務の概要

(1) 業務名

奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務

(2) 業務目的

県内スポーツ施設について 2030 年に予見される本県での 2 巡目開催と、その後の将来的な利活用を見据え、中長期的な視点から、基本的なあり方を検討。その結果を踏まえ、県内スポーツ施設整備ビジョンを策定。

(3) 委託内容

① 計画・準備

② 県内スポーツ施設の現状分析・評価

- A 競技拠点となる施設のスペック、耐用年数
- B 必要な施設基準（国体・プロスポーツ等）に対する不足要素
- C 宿泊・交通アクセス等
- D 近年の国体開催県の競技・関連施設との比較
- E 先進的な整備運営手法（PPP、PFI 等）の情報収集・研究
- F 市町村等ヒアリングによる現状把握

③ スポーツ施設整備ビジョンの検討

- A 機能（用途、仕様、レベル等）
- B 規模（中核拠点施設～身近なスポーツ・運動施設）
- C 配置（地域性、効果効率性等）
- D 整備・運営手法

④ 先催県等における競技・関連施設及び整備手法等調査

⑤ 打合せ会議

⑥ 業務遂行のために必要な資料作成

※詳細は別紙「奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」）に記載

(4) 公募型プロポーザル参加に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託上限額

予算額 10,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(6) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 暮らし創造部 スポーツ振興課 スポーツ振興企画係

TEL：0742-27-5421 FAX:0742-23-7105

電子メールアドレス：sports@office.pref.nara.lg.jp

2 参加資格

提案の資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県建設工事等請負契約にかかる入札停止措置要領に入札参加停止措置を受けていないこと。

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による指名停止又は指名留保の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (7) 企画提案書提出時点において、奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q4（検査・分析・調査業務）」登録をしている者であること。

3 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、事前に参加表明書を提出のうえ、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。

(1) 参加表明書（様式1）の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 平成30年 5月29日（火） 午後5時まで
- 提出先 担当部局に同じ
- 提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡。持参も可能とする。

(2) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 平成30年6月6日（水） 午後5時まで
- 提出先 担当部局に同じ
- 提出方法 持参または郵送に限る。
（郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。）

○提出物

- ①参加申込書（様式2） 1部
- ②企画提案書（様式任意、両面印刷可） 10部
以下の項目について、具体的に提案すること。（A4片面10枚以内）
 - (ア) 県内スポーツ施設の現状分析・評価の実施方法
[分析・評価の実施方法の基本的な考え方、分析・評価の手法]
 - (イ) スポーツ施設整備ビジョンの検討方法
[検討方法の基本的な考え方、検討する手法]
 - (ウ) 先催県等における競技・関連施設及び整備手法等調査
[対象の選定方針、調査項目・調査方法の方針]
 - (エ) 業務の工程計画

※本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、企画提案書の表紙以外の

提案書類には、提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とする。

※プロポーザルは、調査、検討及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面等）の作成や提出を求めるものではない。

③事業者概要書（様式3） 1部

・会社概要などがあれば添付すること。

④類似業務受注実績（様式4） 1部

⑤委託業務実施体制（様式5） 1部

⑥見積書（様式任意） 1部

・宛先は「奈良県知事 荒井正吾」

・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）

4 資料の交付・閲覧

(1) 交付・閲覧期間

平成30年5月16日（水）から平成30年5月29日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。）

(2) 交付・閲覧場所

担当部局に同じ

(3) 交付資料

①奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務公募型プロポーザル実施要項

②奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務委託仕様書

③参加表明書（様式1）、参加申込書等（様式2～5）

※上記資料は、奈良県くらし創造部スポーツ振興課ホームページからも入手可能。

(4) 閲覧資料

①奈良県スポーツ推進計画資料

※閲覧を希望する場合は、事前に奈良県くらし創造部スポーツ振興課へ連絡すること。

5 質問の受付及び回答

質問の受付については次のとおりとする。

○受付期間 平成30年5月31日（木） 15時00分まで

○受付方法 ファクシミリ又は電子メールに限る（様式は任意）

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○質問先 担当部局に同じ

○回答方法 回答は、奈良県くらし創造部スポーツ振興課ホームページで随時公表する。

※質問者名は掲載しない。

6 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価は、「奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務委託事業者選定評価委員会」により、次の評価項目等について採点を行うものとする。

① 県内スポーツ施設の現状分析・評価を行うために有効な調査分析手法の提案であるか。

- ② スポーツ施設整備ビジョンの検討を行うために有効な実施方法の提案であるか
 - ③ 先催県等における競技・関連施設及び整備手法等調査の有効な実施方法の提案であるか。
 - ④ 確実に業務を遂行できる業務受託体制、スケジュールであるか。
 - ⑤ 本事業の業務内容に見合う委託額であるか。
- (2) 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは、平成30年6月11日(月)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する(6月6日頃予定)。

7 審査及び結果通知

別紙の「奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務委託に係る事業者選定基準」に基づき審査を行い、総合評価で最も高い業者を最優秀提案者として選定する。

なお、同点で複数の最高得点者が出た場合は、「企画調査力ー業務運営力ー経費見積」の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。審査結果は、全参加者に通知する。

提案者が2者に満たない場合は、評価基準による評価点が6割以上であり、かつ契約の相手方として適当であると委員会で承認されれば特定することができることとする。

経費見積額について契約上限額以下の有効な見積を評価対象とし、仕様書や提案内容に応じた経費内訳が示されていない見積を提案した提案者は契約の相手方として特定しないこととする。

8 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に基づき業務委託契約を締結する。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出すること。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととする。

9 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 最優秀提案者の役員等(法人にあつては非常勤の者を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、奈良県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、契約者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとする。

11 その他

- (1) 提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由にいたった場合は、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当するものが受託者として選定されている場合は、次点となった者と手続きを行う。
- (2) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提案書等の受理後の差し替え及び追加、削除は、原則として認めない。
- (4) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (5) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合及び県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (6) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (7) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。
- (8) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県くらし創造部スポーツ振興課の指示に従うこと。
- (9) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。